

## 資格支援助成金審査委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立中央病院資格取得支援助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）第6条第1項の規定により設置する資格支援助成金審査委員会（以下「委員会」という。）の運営について定める。

(審査)

第2条 助成金交付要綱第6条第1項の規定による審査は、原則として書面により行う。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は必要と認めた場合に助成金交付要綱第5条第1項の規定により助成金の交付を申請した者（以下「申請者」という。）に意見を述べる機会を与え、各委員と共に審査を行うことができる。また、委員長は申請者の所属する課等の長に意見を求めることができる。

(決定)

第3条 委員会の決定は、全会一致を原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、各委員の意見の一致がみられないときは委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

3 委員会は、審査の結果を決定したときには、速やかにその内容を病院事業管理者に報告する。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年5月19日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。